

集団回収、ご存知ですか？



港区の

集団回収

の手引き

集団回収で
地域のコミュニケーションを深めよう！

優良な
資源回収業者
を選べます！

資源を有効に
再生利用できます！

目次

- 1 集団回収とは ----- P. 2
- 2 集団回収の実施方法 ----- P. 4
- 3 区の支援について ----- P. 7
- 4 問い合わせ先一覧 ----- P. 8

① 集団回収とは

集団回収とは

おおむね10世帯以上の区民の皆さんで構成する町会・自治会・PTA・管理組合などの団体（以下「集団回収団体」）が、家庭等（※）から出る古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パックなど）、びん、缶、布類などの資源を自主的に回収し、資源回収業者に引き渡してリサイクルする方法で、**ごみの減量**と**資源循環**を図る活動です。

※平成30年7月1日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く）も回収できるようになりました。ただし、事業者のみで集団回収団体を作ることができないため、地域の集団回収団体に古紙を提供する形になります。

中小企業基本法上の小規模企業者

● 製造業その他…従業員20人以下 ● 商業・サービス業…従業員5人以下

家庭から出る資源



小規模企業者から出る古紙



【小規模企業者から出る古紙を除く】

※ 産業廃棄物に該当するものは集団回収の対象外です

事業所から出るごみと資源は自己処理が原則です。

集団回収のメリット

- 回収品目や回収日を皆さんで決めることができ、地域の実情に合った活動ができます。
- 地域の皆さんのコミュニケーションが深まります。
- 資源とごみの分別やリサイクル等への関心が高まり、ごみ減量につながります。
- 区から報奨金などの支援があります。
- 第三者が資源を持ち去る行為を抑止することができます。

港区の資源回収量

港区での資源回収量のうち、約23%（令和5年度実績）が集団回収によるものです。集団回収は資源回収の中でとても重要な役割を担っています。



回収量の約2割が、集団回収によるものですね！

港区リサイクルキャラクター エコル

資源回収の割合



集団回収により回収できる品目(例)

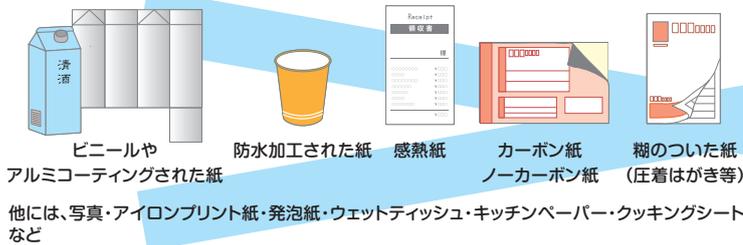
- 古紙…新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他再生可能紙
- びん、缶、布類 など

その他再生可能紙とは？

菓子箱、おもちゃの箱、はがき、封筒、包装紙、紙袋、トイレトペーパー・ラップの芯、メモ用紙・コピー用紙、カレンダー、ティッシュの箱 などをいいます。

リサイクルできない紙類(可燃ごみとして区の収集に出してください)

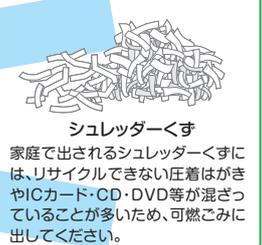
①加工してある紙



②汚れや匂いのついた紙



③シュレッダーくず



資源回収業者により、回収できる品目が異なります。
詳しくは、資源回収業者にお問い合わせください。

集団回収と区による資源回収の違い

集団回収	違い	区が集積所による資源回収
● 集団回収団体と契約した資源回収業者が回収します。	◀ 回収主体 ▶	● 区が回収します。
● 回収場所は集団回収団体が、資源回収業者と相談して決めます。	◀ 回収場所 ▶	● 資源・ごみ集積所で回収します。
● 回収日時は集団回収団体が、資源回収業者と相談して決めます。	◀ 回収日時 ▶	● 区が指定する曜日の朝8時までに出します。
● 古紙・びん・缶・布類等 (小規模企業者は産業廃棄物を除く古紙に限る)	◀ 回収品目 ▶	● 古紙、びん、缶、ペットボトル、資源プラスチック
● 回収量に応じて区から報奨金が支給されます。 (7ページ参照)	◀ 報奨金 ▶	● なし

※別途区では、古着等を区有施設で拠点回収しています



集められた資源はリサイクルされ、
新しい製品などに生まれ変わります。



2

集団回収の実施方法

集団回収を始めるための手続き等を説明します。

手続きを始める前に・・・

各地区総合支所協働推進課に事前にご相談ください。(8ページ参照)



STEP. 1

集団回収を実施するための団体(グループ)をつくります。

おおむね10世帯以上の区民の皆さんで団体(グループ)をつくります。集団回収は、町会・自治会、マンション管理組合、PTA、地域のグループやクラブなど、区民の皆さんで構成された団体が対象です。集合住宅単位でも可能です。役員会や理事会総会で活動を開始することへの賛同を得ましょう。

注意!

集団回収で回収する資源は、区民の皆さんの家庭等から出る資源に限られます。中小企業基本法上の小規模企業者から出る古紙を除き、会社や商店等の事業所から出る資源は、集団回収には出せませんのでご注意ください。

STEP. 2

団体の話し合っ、活動内容を決めます。

地域の皆さんでコミュニケーションを深めながら、無理なく楽しく活動することが大切です。

① 代表者を決めます。

よりスムーズに活動を行うために、担当者も決めておきましょう。

② 回収日・回収品目・回収場所などを決めます。

いつ?(回収日)

区の回収日とは別に、団体の任意に決めることができます。「毎月第1〇曜日」、「毎週〇曜日」など、皆さんが覚えやすい日にすると効果的です。

何を?(回収品目)

家庭から出る古紙、びん、缶や、布類などが対象です。



(小規模企業者は、古紙のみ対象)

どこで?(回収場所)

地域の皆さんが出しやすく、集めやすい場所を選びましょう。トラブルにならないように、交通量が多い場所は避け、回収トラックを安全に停めることができる場所にしましょう。回収場所を示す標識等は、参加者にも分かりやすく、集団回収活動のPRや、持ち去り防止にも役立ちます。

STEP. 3

団体と資源回収業者で取決め(契約)を交わします。

① 資源回収業者を選びます。

港区では、資源回収業者は各団体で任意に決めていただいています。また、適切な回収料金、処理方法を実践する資源回収業者の区への登録制度により、集団回収実践団体が優良な資源回収業者を選択し、安心して集団回収に取り組める環境を整備しています。 ※リストは区ホームページで公開しています。

② 団体と資源回収業者で回収条件等を打ち合わせ、取決め(契約)を交わします。

集団回収は、団体と資源回収業者との間の契約によって行われます。事前に回収の方法や条件をよく確認してください。また、契約書を交わすようにしてください。

資源回収業者と契約する際のポイント

いつ?(回収日)

STEP 2 で決めた回収日に必ず回収できるか、回収日が祝日の場合の回収の可否等を確認してください。

何を?(回収品目)

STEP 2 で決めた回収品目を取り扱っている資源回収業者であるか等の確認をしてください。

※ 品目によっては回収しない業者もありますので、契約予定の資源回収業者にご確認下さい。

どこで?(引渡場所)

回収した資源を引き渡す場所を決めてください。STEP 2 で決めた回収場所が2箇所以上ある場合は、資源回収業者がそれぞれの回収場所を回って回収するのか、皆さんが資源を1箇所に集めてから引き渡すのかなど、回収の仕方によって作業負担が大きく違います。皆さんに、より適した回収の仕方を十分に検討してください。

いくらで?(回収料金)

回収品目や回収量、資源回収業者によって、資源回収の際に引取り手数料を支払う場合があります。逆に、資源回収業者が資源を有償で買い取る場合もあります。事前によく確認してください。また、手数料の支払いや売却収入の受取りは、皆さんと資源回収業者が直接行います。

STEP. 4

区に集団回収団体の登録申請を行います。

集団回収実践団体登録申請書に必要事項を記入し、各地区総合支所協働推進課(8ページ参照)に提出してください。登録が完了すると、登録証が発行されます。小規模企業者の古紙を回収する際は、集団回収古紙排出事業者届出書への記入が必要です。

港区集団回収古紙排出事業者届出書

(附 属) 港 区 長 年 月 日

団 体 名 _____

代 表 者 _____

氏 名 _____

担 当 者 _____

氏 名 _____

氏 名	事業名称	所 在 地	業 種	業 務 内 容	業 務 日 程

〈見本〉 集団回収古紙排出事業者届出書

港区集団回収実践団体登録申請書

(附 属) 港 区 長 年 月 日

団 体 名 _____

代 表 者 _____

氏 名 _____

担 当 者 _____

氏 名 _____

4. 団体の構成者数(総数) _____

5. 組織形態(団体の組織を○で記入してください)

(1) 統 一 体 制 (2) 統 一 体 制 + 統 一 体 制 + 統 一 体 制 (3) 統 一 体 制 + 統 一 体 制 + 統 一 体 制 (4) 統 一 体 制 + 統 一 体 制 + 統 一 体 制 (5) その他 (ネットボトル)

6. 実業部数 _____

7. 実業部名 _____

8. 集約部数 _____

9. 集約部名 _____

氏 名	氏 名	氏 名

11. 関係者届出状況

注 1 関係者届出状況の有無は、届出先課の連絡に記載されている事項と一致しているかどうかを判断してください。

注 2 必ず口頭でも併せて提出してください。

〈見本〉 集団回収実践団体登録申請書

STEP.5

地域の皆さんにPRを行います。

新しく集団回収を始めるときは、地域の皆さんに集団回収を始めたことを知ってもらうためのPRが重要です。掲示や回覧などで、事前に回収品目、回収日時、回収場所等をお知らせしましょう。



STEP.6

集団回収の活動を始めます。

皆さんで協力して活動しましょう。

① 回収日に、資源回収業者に資源を引き渡します。

各家庭から資源を回収場所に持ち寄ってもらいます。回収日に、資源回収業者に資源を引き渡します。

② 毎月、区に集団回収実績報告書を提出します。

区が集団回収団体に報奨金をお支払いする根拠となる大切な書類です。「回収を行った月の翌月15日まで(必着)」に、持参または郵送にて、各地区総合支所協働推進課(8ページ参照)に提出してください。

【例】1月の回収分は、2月15日までに集団回収実績報告書を提出します。

③ 年2回、回収量に応じて、区から報奨金が振り込まれます。

報奨金の振込みには、団体名義の口座が必要です。詳しくは7ページをご覧ください。



報奨金は団体の活動等に有効に活用してください!

(第5号様式)
[第5号様式]

登録番号

港区集団回収実績報告書

区 (宛先) 港区長 年 月 日

回収業者名 _____

実施団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____ 港区 _____

電話 (_____) _____

実施日 年 月 日 登録団体数 _____ 世帯 _____

下記のとおり、集団回収実績を報告します。

資源回収明細					
品目	総量	1kg当り	売払金額	備考	
kg	円	円	円		
紙類	新聞				
	雑誌				
	段ボール				
	紙パック				
	その他再生可能紙				
布類	衣類				
	アルミ類				
金属類	その他金属類				
	生きびん	＝0.6kg×		本	
びん類	ガラス類				
	その他				
合計					

1. 生きびん類を計量しない場合は、1本0.6kgとして換算してください。
2. 回収量に1キログラム未満の増減が生じたときは、小数点第一位まで記入してください。
3. 本報告書は、実施した月の翌月15日までに各地区に提出してください。

(見本) 集団回収実績報告書

(第5号様式)

登録番号

港区集団回収実践団体代表者等変更届

区 (宛先) 港区長 年 月 日

団体名 _____

代表者住所 _____ 港区 _____

代表者氏名 _____

代表者電話 (_____) _____

記

1. 変更事項 (該当する事項もご記入ください)
団体名、代表者住所、回収品目、取引先業者、報奨金口座先銀行口座 (_____)

2. 変更内容 (変更があった事項のみご記入ください)

団体名	変更前	変更後
(フリガナ)		
代表者氏名		
代表者住所	〒 _____ 港区 (_____) _____	〒 _____ 港区 (_____) _____
電話	(_____) _____	(_____) _____
回収品目	(1)新聞【新聞・雑誌・段ボール・紙パック・その他再生可能紙】 (2)衣類 (3)金属類【鉄類(スチール缶等)・アルミ類(アルミ缶等)・その他】 (4)びん類【生きびん・ガラス類】 (5)その他【プラスチック類】	(1)新聞【新聞・雑誌・段ボール・紙パック・その他再生可能紙】 (2)衣類 (3)金属類【鉄類(スチール缶等)・アルミ類(アルミ缶等)・その他】 (4)びん類【生きびん・ガラス類】 (5)その他【プラスチック類】
取引先業者	名称 _____ 住所 _____ 電話番号 _____	名称 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
報奨金口座先	銀行 _____ 支店 _____ 口座名 _____	銀行 _____ 支店 _____ 口座名 _____
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

注1 報奨金口座先の変更は、届出受理日の属する月末日までに届出を提出する必要があります。
注2 口座を変更するときは、必ず印影の写し等(注釈)に同意書が提出できるものを併せて提出してください。

(見本) 集団回収実践団体代表者等変更届

代表者や口座、小規模企業者の追加等、変更が生じた場合

代表者や口座等に変更が生じた場合は、すみやかに「集団回収実践団体代表者等変更届」または「集団回収古紙排出事業者届出書」を各地区総合支所協働推進課(8ページ参照)に提出してください。

③

区の支援について

1 報奨金

資源回収量に応じて、区から報奨金が支給されます。報奨金の額は、下記のとおりです。(回収量1kgあたり支給額)



紙パック、その他再生可能紙、布類は、資源として回収すれば、報奨金もアップします!



品目		報奨金
古紙	新聞、雑誌、段ボール	7円
	紙パック、その他再生可能紙	20円
	布類	10円
	金属類、びん類、その他	7円

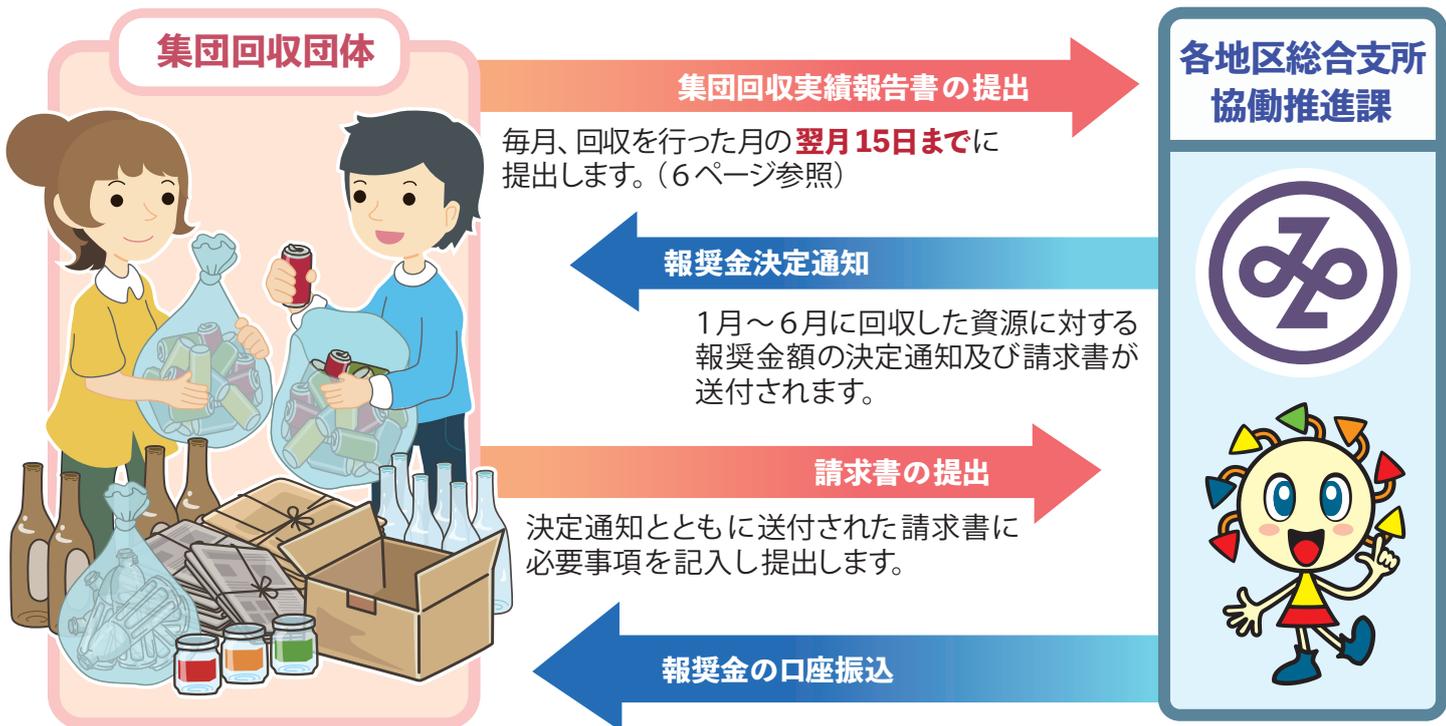
● 報奨金支給の流れ

報奨金は、年2回支給されます(1月～6月分を9月、7月～12月分を3月に支給予定)。支給方法は口座振込ですので、**集団回収団体名義の口座**をご用意ください。

※報奨金の振込先口座の名義が**集団回収団体**と異なる場合は、委任状が必要となります。該当の**集団回収団体**へは委任状の用紙をお渡ししますので、各地区総合支所協働推進課にご連絡ください(8ページ参照)。

【例】上半期(1月～6月分)の報奨金支給の流れ

※下半期(7月～12月分)も同様の流れで支給されます。



2 空き缶プレス機の貸出

区では、活動中の団体に対して、空き缶プレス機の貸出しを行っています。※台数に限りがあり、貸出しができない場合があります。

3 優良な資源回収業者の登録制度

集団回収団体が安心して活動に取り組めるよう、法令等を遵守し、適切な資源循環を実施する資源回収業者の区への登録制度を開始しました。港区ホームページなどで登録業者を紹介しておりますので、契約相手方の選定にご活用ください。

集団回収に関するお問い合わせ・集団回収実績報告書等の提出先

● 港区ポータルサイト <https://www.city.minato.tokyo.jp> ●

芝地区	芝地区総合支所 協働推進課	港区芝公園1丁目5番25号 ☎03-3578-3123
麻布地区	麻布地区総合支所 協働推進課	港区六本木5丁目16番45号 ☎03-5114-8802
赤坂地区	赤坂地区総合支所 協働推進課	港区赤坂4丁目18番13号 ☎03-5413-7272
高輪地区	高輪地区総合支所 協働推進課	港区高輪1丁目16番25号 ☎03-5421-7621
芝浦港南地区	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	港区芝浦1丁目16番1号 ☎03-6400-0031



集団回収で集めた資源を無断で持ち去る行為にご注意ください!

集団回収で集めた資源の持ち去りには、標識等に表示するなどの防止策が効果的です。区では、持ち去り防止用の標識等を用意していますので、希望される団体は、各地区総合支所協働推進課へお問い合わせください(上記参照)。持ち去り行為者の情報を得る、または自ら注意しようとして、むやみに持ち去り行為者に接触しないでください。不測の事態が考えられる場合は、警察へ通報してください。